

移民的背景を持つ市民の社会統合政策としての日本語教育の可能性

松岡洋子(移民政策学会、日本言語政策学会、岩手大学)

これまで日本国内において多様な背景・属性を持つ外国人に対して日本語教育が行われてきたが、1990 年のいわゆる入管法改定以降、日本に定住する外国人が急増し、これに対応する形で、文化庁は「生活者としての外国人」を主な対象とする地域日本語教育推進事業を展開してきた。

そして、2019 年は 1990 年に続く外国人受け入れの大きな転換期になる。4 月には新たな在留資格による外国人労働力の受け入れと、これに並行して出入国管理庁の創設が行われ、日本は本格的に外国人労働力を受け入れる方向に大きく舵を切った。これに伴い、法務省は 2018 年 12 月に「外国人材受け入れ・共生のための総合的対応策」を策定した。この中に「生活者としての外国人に対する支援」として「日本語教育の充実」、「日本語教育機関の質の向上・適正な管理」、「外国人児童生徒の教育等の充実」といった日本語教育に関わる項目が取り込まれた。また、文化庁国語審議会日本語教育小委員会では、日本語教育の質保証を目指し、日本語教育人材の資質・能力を整理し、日本語教師の資格化に向けた検討が急ピッチで進められている。

移民の社会統合の言語政策を語る際によく引き合いに出される例として、ドイツの移民統合施策と韓国の多文化家族施策・外国人労働者受け入れ政策がある。これらの政策は、外国人を受け入れる際の義務、あるいはインセンティブとして、言語教育と社会事情教育を法的に位置づけている点に特徴がある。移民的背景を持つ人は移入した社会の言語や文化・習慣・規範を学ぶことが法的に求められているのである。一方日本では一定の日本語能力を求めている外国人以外の「生活者としての外国人」に対する言語教育は、地域のボランティア市民や一部自治体に任せられてきた。つまり、日本で行われてきた言語教育の内実は、法的根拠を持たない恣意的な言語習得支援であり、外国人に対して教育を受ける義務やインセンティブ、あるいは教育の質的保証が示されているものではなく、言語政策と呼べるものではない。

これから移民的背景を持つ市民が増加し、一方で日本人が減少していく社会で、言語や文化の違いによる課題もさまざまな場面でさらに顕在化するだろう。その課題解決に向け、日本語教育は、移民的背景を有する市民に対して、日本語によるコミュニケーション力の習得支援を促進すべきだ。これは、就労、学習・研究、生活などいくつかの領域に対応した教育が求められるだろう。さらに、就学期の子どもに対しては、学校教育現場と連携しながら、日本語で学習できる能力の育成しなければならない。これと同時に、日本語話者に対する外国人との日本語コミュニケーション調整力育成を日本語教育の分野が担えるだろう。日本語教育は旧来の「日本語を教える」という固定観念にとらわれず、さまざまな分野・領域と連携しながら教育を進めることが求められている。そして、このような連携による教育を実現するための言語政策の策定にも深く関わるべきではないだろうか。